



平成28年5月18日

会社名 株式会社 ラクス

代表者名 代表取締役社長 中村 崇則

(コード番号: 3923 東証マザーズ)

問い合わせ先 取締役 経営戦略本部長 松嶋 祥文

(TEL 03-5362-3650)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月18日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催予定の第16回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条(社外取締役の責任限定契約)及び第40条(社外監査役の責任限定契約)を変更するとともに、第44条(会計監査人の責任免除)の語句の修正を行うものであります。なお、現行定款第30条(社外取締役の責任限定契約)の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月24日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成28年6月24日(金曜日)

以上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～8. (条文省略) (新 設)</p> <p>9. (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任限定契約) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する額とする。</p> <p>(社外監査役 of 責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する額とする。</p> <p>(会計監査人の責任免除) 第44条 (条文省略)</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～8. (現行どおり)</p> <p>9. <u>有価証券の取得、投資、保有および運用</u></p> <p>10. (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任限定契約) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき取締役 (<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役 of 責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令が規定する額とする。</p> <p>(会計監査人の責任限定契約) 第44条 (現行どおり)</p>

以上